**損害賠償発生時に対応方法を明示する書類について（注意点）**

◆保険証券（写し）の場合

　⇒　実施する障害福祉サービスが保険対象であるかが読み取れるかに注意してください。

\\10.19.12.23\sitei\!障害者総合支援法関係\009 ホームページ掲載関係\新規申請ページ\損害賠償\賠償.tif

実施するサービスが保険対象かどうかが保険証券の記述から読みとれない場合は、保険会社に確認の上、法人にて明記してください。

あるいは、別途申立書を作成し保険証券の写しと併せて提出してください。

**居宅介護・重度訪問介護・同行援護が保険の補償・対象範囲であることについて、保険会社に確認しました。**

◆その他

①申込書写し+着金が確認できる領収書写し

②付保証明写し

①や②で保険証券を代替できますが、保険の補償・対象範囲が読み取れる必要があります。

保険の補償・対象範囲が読み取れない場合は、保険証券の処理と同様に保険会社に確認した

上で、法人にて明記してください。